

報酬の額が大幅に変動したとき

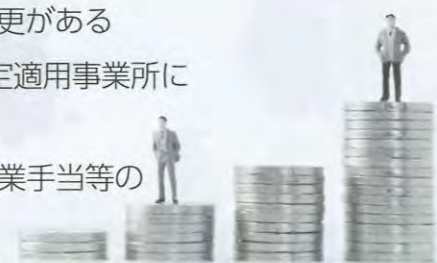
## 月額変更届(随時改定)をご提出ください



毎年1回の算定基礎届による定時決定で決まった各自の標準報酬月額、原則として1年間(9月から翌年8月まで)適用されますが、昇給や降給等により報酬の額に大幅な変動があったときは、実際の報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、次の定時決定を待たずに標準報酬月額の変更を行います。これを随時改定といい、その届出を月額変更届といいます。

### 月額変更届は、次の3つすべてに該当するときに必要となります

- ① 昇給や降給等の固定的賃金の変動または賃金(給与)体系の変更がある
- ② 変動月以後引き続き3カ月とも支払基礎日数が17日以上(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上)である
- ③ 現在の標準報酬月額と変動月以後引き続き3カ月間の報酬(残業手当等の非固定的賃金を含む)の平均額に2等級以上の差がある



#### 固定的賃金・非固定的賃金とは?

**固定的賃金**とは、支給額や支給率等が毎月一定である報酬のことをいい、基本給(月給、週給、日給)、家族手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、勤務地手当等が該当します。  
**非固定的賃金**とは、支給額や支給率等が毎月一定でない報酬のことをいい、残業手当、能率手当、皆勤手当等が該当します。

### 非固定的賃金の年間平均による保険者算定の申し立てができます

業務の性質上、繁忙期に業務が集中する等により、非固定的賃金の著しい増加が例年見込まれる場合、次の3つすべてに該当すれば、年間平均による保険者算定の申し立てができます。

- ① 現在の標準報酬月額と通常の随時改定による報酬月額に2等級以上の差がある
- ② 非固定的賃金を年間平均した場合の3カ月間の報酬の平均額と通常の随時改定による報酬月額に2等級以上の差がある
- ③ 現在の標準報酬月額と年間平均した場合の報酬月額に1等級以上の差がある



申し立てには、年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)(様式1)および被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)(様式2)をご提出いただく必要があります。

## 年に1度、健診で健康チェックを! ～生活習慣病予防健診の受診が、よりお手軽になりました～

協会けんぽでは年度内にお一人様1回、健診費用の一部を補助しています。今年度から協会けんぽへの申し込みが不要となったため、よりスムーズに受診いただけます(健診機関へのご予約は必要です)。



### 35～74歳のお勤めされている方は「生活習慣病予防健診」

胃がん、肺がん、大腸がん検査を含む健診は、通常2万円前後の費用がかかるところ、自己負担額最高7,169円で受診可能なお得な健診です!

#### 受診までの流れは、簡単2ステップ

##### 1 お近くの健診機関を協会けんぽホームページ等で検索!

協会けんぽと提携している健診機関は、神奈川県内に約140機関、全国に3,000機関以上あります。

##### 2 受診したい健診機関に予約!

予約の際に伝えること

健康保険証の記号・番号・保険者番号(この3つは健康保険証に記載されています)  
生年月日、健診項目(生活習慣病予防健診)、健診受診希望日

Point!

あとは当日、健診を受診するだけ!

※受診日当日は、健康保険証、自己負担金、問診票、検査キット等をお持ちください。

**無料** 特定保健指導を実施 健診結果から、メタボリックシンドローム等のリスクがあるとわかった方は、無料で健康サポートが受けられます。

### 40～74歳のご家族様は「特定健診」

神奈川県では、2,600以上の機関(Aタイプ120機関、Bタイプ2,500機関)で受診できます。

費用:Aタイプ	無料	※A、Bタイプの検査項目は同一です。
費用:Bタイプ	1,452円	



#### 受診までの流れは、簡単2ステップ

##### 1 受診券(セット券)がご自宅に届く!

あとは当日、健診を受診するだけ!

##### 2 受診したい健診機関に予約!

※受診日当日は、受診券、健康保険証、自己負担金、問診票、検査キット等をお持ちください。

